

平成30年7月農業委員会総会議事録

平成30年7月24日午後3時00分、平成30年7月農業委員会総会を弘前市役所岩木庁舎多目的ホールに招集する。

出席委員 21名

1番 前田 優考	委員	2番 須藤 秀人	委員	3番 町田 功	委員
4番 山本 修平	委員	5番 三上 悅治	委員	6番 進藤	司 委員
7番 佐藤 剛郎	委員	8番 山内 知人	委員	9番 成田 繁則	委員
11番 岩谷 裕子	委員	12番 相馬 司幸	委員	13番 小嶋 勇成	委員
14番 木村 芳文	委員	15番 伊藤 公正	委員	16番 小林 政貴	委員
17番 佐藤 耕一	委員	18番 鳴海 忠三郎	委員	19番 木村 司	委員
21番 奥元 勝義	委員	23番 櫻庭 潤	委員	24番 白濱 不二男	委員

欠席委員 4名

10番 石岡 千鶴子	委員	20番 三上 幸雄	委員	25番 外崎 真司	委員
26番 棟方 健	委員				

出席事務局 9名

事務局長	赤石 仁	事務局次長	三上 勇造
事務局次長補佐	小堀 正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤 祝幸
事務局主幹兼農政係長	高橋 貢	岩木分室総括主査	澤田 明人
相馬分室総括主査	藤田 徹	事務局総括主査	小林 明子
事務局主査	田澤 磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命 議事

議案第 54 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 55 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 56 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 57 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 58 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 59 号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 60 号	農地・非農地の判断について
報告第 23 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 24 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 25 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

[開会時刻 15 時 00 分]

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。

ただいまから平成 30 年 7 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 10 番 石岡千鶴子委員、20 番 三上幸雄委員、25 番 外崎眞司委員、26 番 棟方健 委員の 4 名であります。ただいまの出席者数は 21 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。21 番 奥元勝義委員、23 番 櫻庭潤委員、24 番 白濱不二男委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 54 号を議題といたします。議案第 54 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第 54 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 9,876 m²、畠 16 件 73,998 m²、合計 20 件 83,874 m² であります。また、使用収益権関係では、田 5 件 17,199 m²、畠 6 件 27,256 m²、合計 11 件 44,455 m² であります。

内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明を省略いたします。以上であります。

議 長

調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 7 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、白濱不二男副委員長、佐藤耕一副委員長、小林政貴委員、それに私、町田であります。3 条許可申請に係る現地調査の結果、新規就農 3 件の事情聴取を行いました。

4 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 40 番について申し上げます。

議受人は、父が所有する申請地で営農の手伝いをしておりましたが、父が高齢となつたため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地でんにくを作付するとの事で、農作業経験があり、農機具もあることから、技術力等、特に問題ないと判断しました。なお、平川市へ同時申請しており、取得後農地は下限面積を超えるため、許可要件を満たしております。

11 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 77 番について申し上げます。借受人は、農家の手伝いをしておりましたが、今回、自立する目処が立つたことから本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験もあり、手伝い

調査委員長	<p>をしていた農家の指導の下、営農するとのことで、技術力等、特に問題ないと判断しました。</p> <p>12 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 81 番について申し上げます。借受人は精米業を営んでおりますが、顧客が高齢となり、農地を耕作出来なくなってきた現状を危惧し、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業は一連を通して経験があり、また、近隣の農家の協力や、農機具を借用して営農するもので、技術力等、特に問題ないと判断しました。</p> <p>この他の申請も含め、申請書を審査し、調査会で検討した結果、全ての農地において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。</p>
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
前田優考委員	〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉
	(前田優考委員退席)
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 14 ページ、受付番号 84 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	受付番号 84 番については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 54 号のうち、受付番号 84 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。
	(前田優考委員着席)
議　　長	それでは、議案第 54 号のうち、受付番号 84 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	議案第 54 号のうち、受付番号 84 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 54 号のうち、受付番号 84 番を除く申請については、許可することに決定いたします。
	次に、議案第 55 号を議題といたします。議案第 55 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 55 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び同法第 4 条第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出の

事務局次長

あつた農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 4 件 2,298 m² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があつたことを報告します。

19 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 6 番は、農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用可能となるものであります。

受付番号 7 番から 9 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、7 番は不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であること、8 番及び 9 番は、同じく不許可の例外となる「農業用施設等」であることから、転用可能となるものであります。

いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。

以上申し上げしたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議 長

それでは、議案第 55 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第 55 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 55 号は許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

次に、議案第 56 号を議題といたします。議案第 56 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第 56 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあつた農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 17 件 12,774.43 m²、畑 1 件 5.64 m² で、合計 18 件、12,780.07 m² であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 422.91 m²、畑 2 件 2,802 m² で、合計 3 件、3,224.91 m² であります。

なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があつたことを報告します。

23 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 8 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存敷地の 1/2 以内の拡張」であることから転用可能となるものであります。受付番号 9 番から 25 番は、農地区分が第 3 種農地で、転用可能な農地区分であります。

28 ページをお開きください。使用収益権関係の受付番号 5 番は、農地区分が第 3 種農地で、転用可能な農地区分であります。受付番号 6 番及び 7 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、6 番は、市の定める農用地利用計画に係る用途区分を農業用施設用地に変更手続き中であり、今後、完了となる見込みであることから、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する」と見込まれること、また、7 番は同じく不許可の例外となる「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するもの」であることから、転用可能となるものであります。

以上 21 件、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。

以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議 長

それでは、議案第 56 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第 56 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないと認め、議案第 56 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 57 号を議題といたします。議案第 57 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

議案第 57 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3,342 m²、畑 7 件 71,156 m²、その他 2,500 m²、合計 7 件 76,998 m²であります。また、使用収益権関係では、田 51 件 274,097 m²、畑 8,787 m²、合計 51 件 282,884 m²であります。

なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長	農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。
推進委員長	<p>議案第 57 号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る 7 月 9 日、奥元勝義 副委員長と、須藤秀人委員と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。</p> <p>基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。</p> <p>33 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 49 番及び、34 ページ受付番号 50 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。</p> <p>35 ページをお開きください。使用収益関係、受付番号 32 番から、47 ページ受付番号 82 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。</p>
議長	それでは、議案第 57 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 57 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 57 号については、委員長報告のとおり決定いたします。
	次に、議案第 58 号を議題といたします。議案第 58 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	<p>議案第 58 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。</p> <p>今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 158 m²、畑 7 件 26,166 m²、合計 8 件 26,324 m²であります。また、使用収益権関係については、田 1 件 2,121 m² であります。</p> <p>今回提出されました 9 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買が 4 件、交換が 4 件、賃貸借 1 件が整ったものであり、利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適當であると認められるものであります。なお、51 ページ受付番号 23 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、利用権設定等促進事業により交換を行う場合において、「利用権の設定等</p>

事務局次長	を行う面積の範囲内で利用権の設定等を受ける」場合には、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿の登録要件を要しないものであります。以上であります。
伊藤公正委員	<議事参与の制限に関する旨の申出あり> (伊藤公正委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 51 ページ所有権関係、受付番号 23 番及び 24 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 58 号のうち、受付番号 23 番及び 24 番については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 58 号のうち、受付番号 23 番及び 24 番については、要請することに決定いたします。伊藤委員の着席をお願いいたします。
	(伊藤公正委員着席)
議長	それでは、議案第 58 号のうち、受付番号 23 番及び 24 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 58 号のうち、受付番号 23 番及び 24 番を除く申請については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 58 号のうち、受付番号 23 番及び 24 番を除く申請については、要請することに決定いたします。
	次に、議案第 59 号を議題といたします。議案第 59 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 59 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
	今会議に提出されました件数と面積は、田 51 件 274,097 m ² 、畑 8,787 m ² 、合計 51 件 282,884 m ² であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。
推進委員長	今回提出されました 51 件につきましては、先の議案第 57 号で決定されました利用集積計画のうち 35 ページの使用収益権関係、受付番号 32 番以降の農地中間管理機関であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規定に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議

推進委員長	案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。
前田 優考 委員	<議事参与の制限に関する旨の申出あり> (前田優考委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 78 ページ、受付番号 70 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 59 号のうち、受付番号 70 番については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないと認め、議案第 59 号のうち、受付番号 70 番については、計画案に異議がないものと決定いたします。前田委員の着席をお願いいたします。
	(前田優考委員着席)
議 長	それでは、議案第 59 号のうち、受付番号 70 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 59 号のうち、受付番号第 70 番を除く計画案については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないと認め、議案第 59 号のうち、受付番号 70 番を除く計画案については、異議がないものと決定いたします。
	次に、議案第 60 号を議題といたします。議案第 60 号は「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 60 号は「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4 (1) 及び (2) に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田 3 筆 16,241 m ² 、畑 6 筆 15,208 m ² 、合計 9 筆 31,449 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	調査委員長に調査結果の報告をお願いします。
調査委員長	議案第 60 号、農地・非農地の判断について、地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。 85 ページをお開きください。番号 1 番から 9 番の土地については、農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が山林の様相を呈しているなど、農地に復元

調査委員長	するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明はありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 60 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 60 号は委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 60 号は番号 1 番から 9 番を「非農地」と判断することに決定いたします。
	次に、報告事項に入ります。報告第 23 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	報告第 23 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
	今会議に報告されました件数と面積は、田 3 件 13,797 m ² 、畑 7 件 49,912 m ² 、合計 10 件 63,709 m ² であります。なお、届出理由につきましては、89 ページ受付番号 30 番から 90 ページ受付番号 39 番までの届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。以上であります。
議 長	報告第 23 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	次に、報告第 24 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	報告第 24 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
	今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が、畑 1 件 726.08 m ² 、5 条関係が、畑 2 件 616 m ² であります。なお、届出理由につきましては、93 ページ及び 94 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 24 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	次に、報告第 25 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	報告第 25 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。

事務局次長	農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。 今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 4,873 m ² 、畑 1 件 3,876 m ² 、合計 3 件 8,749 m ² であります。なお、解約理由につきましては、97 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 25 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 42 分]